

【解 説】

- (1) 「電気事業法」および「適正な電力取引についての指針」で、行為規制(「託送供給業務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止」,「託送供給業務における差別的取扱いの禁止」)が規定されました。

これを受け、当社では特定規模電気事業者など、当社との間で託送供給契約を締結または締結予定の電気供給事業者(新規に事業を営もうと意図しているものを含む。)(以下、「特定規模電気事業者等」)が公平・公正な条件で当社の送電ネットワークを利用できるよう適切に対応する必要があります。

なお、託送供給の業務に関して知り得た情報(以下、「機密情報」)とは、次の情報などを指します。

特定規模電気事業者等の電源及び電源開発の状況

特定規模電気事業者等の電源運用計画，出力配分及び作業条件等

特定規模電気事業者等の需要者の需要動向・需要実績等

上記情報に基づき計算される情報等

たとえば、託送供給の事前検討時に他の電気供給事業者から提出される電源の接続予定地点や、他の電気供給事業者の需要家名などがこれに該当します。

(情報の目的外利用の禁止)

- (2) 全ての役員および従業員は、機密情報を次のような託送供給の業務以外の目的に利用、または提供してはいけません。

特定規模電気事業者等の経営状況の把握

特定規模電気事業者等に対抗した電力供給の提案

特定規模電気事業者等の特定の需要家を特に対象とした営業活動

特定規模電気事業者等の需要家を当社又は当社の関係事業者に転換させ、又は特定規模電気事業者等の契約変更を阻止する等の目的

電力市場において当社又は当社の関係事業者により有利な取引結果を現出させる目的

たとえば、この機密情報を利用し、特定規模電気事業者等の特定の需要家を対象とし、当社の対抗メニューを提案するといった営業活動等が該当します。

- (3) 託送供給の業務に携わる役員および従業員は、次のことを遵守しなければなりません。

機密情報は、託送供給の業務に携わる者以外に提供してはならない。過去に託送供給の業務に携わった者もこれを遵守する。ただし、当該情報提供者の承諾がある場合など正当な理由がある場合を除く。

機密情報の記載のある文書・データを託送供給の業務に携わる者以外の者が目的外に利用できないように厳重に保管する。

機密情報の伝達等にあたっては、符号化して必要最小限の内容にとどめる等により、目的外に利用できないように厳格に管理する。ただし、工事の実施や系統運用等を行う上で、やむを得ない場合を除く。

託送供給の業務に携わる者は、発電部門（当社の発電設備に係わる計画・工事等を行う部門）または営業部門（特定規模需要への当社の電気の販売・営業活動・電気需給契約等を行う部門および卸電力取引市場において電気の調達・販売を行う部門）の業務は行わない。ただし、事故停電対応や小規模事業所における業務は、連携して行うことができる。

託送供給部門とその他部門は、物理的に隔絶する。

(4) 託送供給部門および営業部門・発電部門をともに統括する地位にある役員および従業員は、機密情報を特に厳正に取り扱わなければなりません。

(5) (3)、(4)で定める事項の遵守状況を管理するため情報管理責任者を設置します。情報管理責任者は、電力流通部を担当する役付取締役とします。

(6) 託送供給部門以外の役員および従業員は、託送供給の業務に携わる者に機密情報の提供を要求してはいけません。

(差別的取扱いの禁止)

(7) 託送供給の業務について特定の特定規模電気事業者等に対し、次のような不当に差別的な取扱いは行わないとともに、送配電等業務支援機関の定める基本的な指針を受けて、電気供給事業者すべてに適用される送配電業務ルールを定め、公開し、遵守して託送供給を行います。

送配電部門の個別ルールの差別的な適用

送配電部門が所有する情報の差別的な開示・周知

需要家への差別的な対応

託送料金メニュー・サービスの提供における差別的な対応

たとえば、需要家からの停電情報の問い合わせ等に関して、当社の需要家であるか、特定規模電気事業者等の需要家であるかによって不当に差別的な取り扱いをすることが該当します。

(8) なお、当社では「託送供給に関する情報取扱規程」、「託送供給に関する情報取扱要則」および「送配電業務ルール」にて詳細な対応方法を定めています。